

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの「**ガス系消火設備**」を設置している建物関係者の皆様へ

ガス系消火設備の消火用ガス（二酸化炭素）の誤放出により、令和2年12月に愛知県内の立体駐車場で**11人が死傷**、また令和3年1月23日には、東京都内の地下駐車場で**3人が死傷**する事故が発生しました。さらに令和3年4月15日には東京都内のマンション地下駐車場で**6人が死傷**する事故が発生しました。

ガス系消火設備に起因する死亡事故はこれらの事故以前にも発生しており、類似事故を防ぐため関係者の皆様におかれましては、以下の内容について十分に留意されますようお願いいたします。

## 1 建物関係者（従業員・警備員等）の皆様へ

- ・火災時以外は、消火用ガス放出用の「**※手動起動装置**」に触れないでください。
- ・誤って、手動起動装置を操作（操作扉を開けるなど）してしまった場合は、消火用ガスが放出しなかったとしても、点検業者などに復旧が完全にされているかの確認を依頼してください。
- ・消火用ガスが噴出される旨の警報が流れた場合は、ただちに消火用ガス放出区画の外へ避難してください。また、周囲に建物利用者等がいる場合は、直ちに避難を呼びかけるとともに、避難後は消火用ガス放出区画に近寄らないよう周知してください。
- ・日常点検などでガス系消火設備に異常を感じた場合は、点検業者などに速やかに連絡をしてください。
- ・工事等改修を行う場合は、誤作動や誤放出を防止するため、第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立ち会って監督を行うことにより、必要な安全対策の管理をするようお願いいたします。
- ・工事等改修を行う場合は、その都度、当該工事等の従事者に対し、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容について説明し、当該安全対策の確実な履行をお願いいたします。

## 2 建物の保守管理等工事事業者の皆様へ

- ・駐車場、電気室、ボイラー室、サーバー室などには、ガス系消火設備が設置されている場合があります。必ず事前に建物関係者に確認し、注意事項などの情報共有をお願いいたします。
- ・工事等改修を行う場合は、その旨を建物関係者や利用者に周知してください。

- ・工事等改修を行う場合は、事前に避難経路を確認してから行ってください。
- ・工事等改修を行う場合は、誤作動や誤放出を防止するため、第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立ち会って監督を行うことにより、必要な安全対策の管理をするようお願いいたします。
- ・工事等改修を行う場合は、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事等を開始しないなど、必要な安全対策の確実な履行をお願いします。

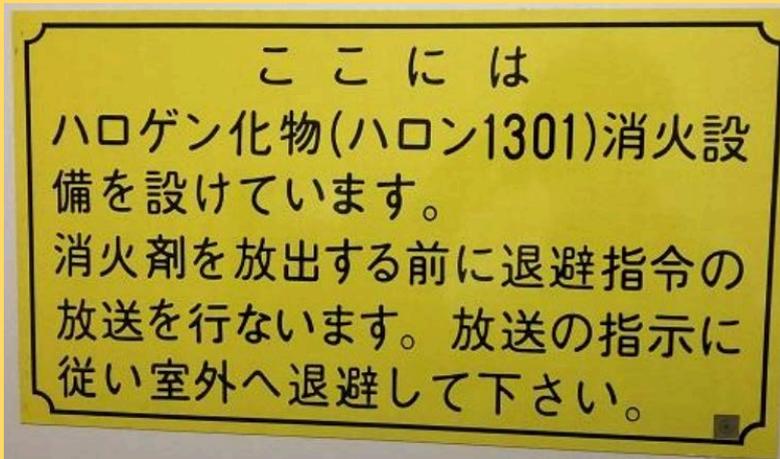
### 3 消防用設備等の点検・整備事業者の皆様へ

- ・工事等改修を行う場合は、その旨を建物関係者や利用者に周知してください。
- ・ガス系消火設備の機能、取扱方法、注意事項、消火用ガス放出時の対応などについて、消防用設備等の点検などの機会を捉え建物関係者に周知をお願いします。

命を守るための消防設備で万が一にも事故を起こさないよう、御協力をお願いします。



消火用ガス放出用の  
「手動起動装置」



消火用ガス放出区画内  
に掲示されている  
保安上の注意表示



消火用ガス放出区画の外  
に掲示されている  
消火用ガスを放出したこ  
とを知らせる表示灯